

自動車排出ガス総合対策に係る中央環境審議会への諮問について

令和 2 年 8 月
自動車環境対策課1. 自動車 NO_x・PM 法及び総量削減基本方針の経緯について

- (1) 「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車 NO_x・PM 法）」は、平成 12 年 12 月の中央環境審議会答申「今後の自動車排出ガス総合対策のあり方について」を受け、自動車の交通が集中する大都市地域において、二酸化窒素及び粒子状物質による大気汚染に係る環境基準の確保を図ることを目的として、「自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車 NO_x 法）」の改正により平成 13 年 6 月に制定された。

【参考 1 自動車 NO_x・PM 法の概要】

- (2) その後、中央環境審議会において取組みの進捗状況について評価・検討し、平成 19 年 2 月に環境大臣あてに意見具申が行われた。これを受けて、目標年次においても自動車交通量の多い一部の交差点等において大気環境基準の達成が見込まれない状況等を踏まえ、追加的な局地汚染対策等を盛り込んだ自動車 NO_x・PM 法の改正法が平成 19 年 5 月に制定され、翌平成 20 年 1 月に施行された。

【参考 2 自動車 NO_x・PM 法の改廃履歴】

- (3) 自動車 NO_x・PM 法では、対策地域を対象として、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の総量削減に関する基本方針を定めることとなっており（法第 6 条及び第 8 条）、平成 14 年に策定された基本方針では、「平成 22 年度までに、二酸化窒素に係る大気環境基準をおおむね達成すること、（中略）浮遊粒子状物質に係る大気環境基準をおおむね達成すること。」という目標が掲げられた。同目標については、平成 22 年度の自動車排出ガス総合対策小委員会における中間報告においておおむね達成されたと評価され、同報告を踏まえ、平成 23 年 3 月に現行の基本方針が定められ、下記の新たな目標が掲げられた。

その後、当該中間報告を踏まえつつ制度全般にわたる検討が行われ、平成 24 年 11 月に中央環境審議会答申「今後の自動車排出ガス総合対策の在り方について」がとりまとめられた。

- ・平成 32 年度(令和 2 年度)までに対策地域において二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に係る大気環境基準を確保する。
- ・平成 27 年度までに監視測定局における二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に係る大気環境基準を達成するよう最善を尽くす。

【参考 3 自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質の総量の削減に関する基本方針（平成 23 年 3 月）概要】

【参考4 「今後の自動車排出ガス総合対策の在り方について」（中央環境審議会答申）概要】

- (4) 自動車排出ガス総合対策小委員会においては、平成27年度以降、現行の基本方針の計画期間の中間時点での点検・評価を実施するための検討を行い、その中間レビューを平成29年3月に取りまとめた。中間レビュー中では、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質ともに対策地域内の自動車排出ガス測定局（以下、「自排局」という。）の1局が環境基準を達成しなかったものの、総量削減の効果は出ていると評価した上で、平成32年度（令和2年度）目標の評価手法（以下、「環境基準確保の評価手法」という。）について検討した。

【参考5 自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質の総量の削減に関する基本方針の中間レビュー 結果概要】

2. 自動車NOx・PM法に関する施策等の取組状況について

- (1) 自動車NOx・PM法に基づき、地方公共団体及び国は自動車排出ガス抑制のための各種施策を実施している。加えて、一部の地方自治体においては、条例を定め、独自に通行規制や流入車規制を行っている。

【参考6 自動車NOx・PM法に関する取組について】

- (2) 環境省では、平成29年の中間レビューを踏まえ、環境基準確保の評価手法について検討を進めている。

環境基準確保の評価については、数値計算手法による結果も活用しながら行うこととなる。

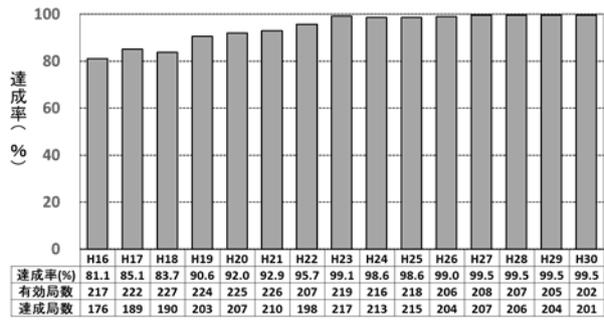
【参考7 数値計算手法の概要について】

3. 自動車NOx・PM法の対策地域における大気環境基準達成状況

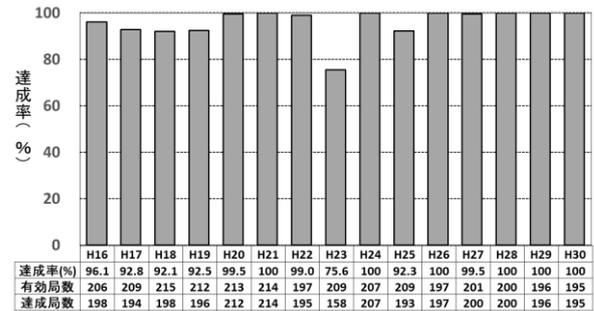
上記施策の結果等により、対策地域における大気環境は着実に改善してきており、平成30年度の環境基準達成状況は、二酸化窒素は自排局1局が環境基準値を超過したが、それ以外の測定局では環境基準を達成した。また、浮遊粒子状物質は、すべての測定局において環境基準を達成した。

【参考8 自動車NOx・PM法の対策地域における大気環境基準達成状況】

○ 対策地域内における自動車排ガス測定局の基準適合状況の経年変化



二酸化窒素 (NO₂)



浮遊粒子状物質 (SPM)

4. 諮問の必要性

令和2年度までに対策地域において二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に係る大気環境基準を確保することを目標としていることから、その評価・検証を行うとともに、必要に応じて総量削減基本方針の見直しを行う必要がある。

5. 諮問及び小委員会での検討

上記の必要性を踏まえて、令和2年8月11日に環境大臣から中央環境審議会に対し「今後の自動車排出ガス総合対策の在り方について」の諮問が行われ、令和2年8月12日に中央環境審議会から大気・騒音振動部会に付議されたところである。

今後、自動車排出ガス総合対策小委員会において、具体の検討を進めることとしたい。

【資料3-3 今後の自動車排出ガス総合対策の在り方について（諮問）】

【資料3-4 今後の自動車排出ガス総合対策の在り方について（付議）】